

夫婦別姓に向けての法改正に反対する意見書

法務、男女共同参画担当両大臣が選択的夫婦別姓制度導入を柱とする民法改正案を通常国会に提出する意欲を表明された。夫婦別姓（選択制別姓）は、複数の子どもの姓を統一しなかった場合、家族の一体感を損なう可能性がある。夫婦の間に生まれた複数の子どもの姓について、父親または母親のいずれかの姓を選択できる制度になった場合、親子兄弟がばらばらの姓を名乗ることになり、家族としての一体感が維持されるかどうか、甚だ疑問である。欧米でいう、ファミリーネームというものがなくなり、他人から見てだれとだれが家族であるかわからない不都合も生じると考えられる。戸籍や住民票の記載も、紛らわしいものとなり、行政事務の現場での混乱も来しかねない。

夫婦別姓（選択制別姓）は現在、夫婦という大人の都合でしか議論されておらず、間に生まれた子どもの人権を損なう可能性がある。子どもの姓を子ども自身が選ぶ、という場合においても両親、祖父母、その他の親族など、周辺の大人の都合により、いずれかの姓を強要される可能性がある。この場合子どもの選択権が著しく狭いものとなり、大人の利害関係に巻き込まれる可能性もあり、状況によっては子どもの人権をも侵害する可能性がある。

日本以外の諸外国の中には夫婦別姓を採用している国もあるとの意見もあるが、それが日本も同様にすべきだという理由には結びつくものではない。なぜなら、その国で施行される法律は、あくまでも当該国の歴史、民族性、慣習等によって決定されるべきものであり、諸外国に追従する必要性は全くない。

また、夫婦別姓に関する国民世論は分かれており、国民的合意には至っていない。今日、3世代同居の減少など家庭を取り巻く環境の変化に加え、離婚の増加、児童虐待等、家族のきずなが希薄になっており、伝統的家族の価値観を尊重する国民感情も根強くある。本来、民法は家族を保護するための基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営まれるよう夫婦関係、親子関係等を保護しているものである。夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化、離婚が容易にできる社会システムの形成につながるのみならず、親子別姓や、兄弟姉妹別姓をもたらすこともあり、子どもの心に傷を与えることになりかねず、我が国の将来に大きな禍根を残すことになる。一部の働く女性から旧姓使用を求める声があるが、これについては、民法を改正する必要はなく、各分野の運用面での対応等で解決を図るべきである。

よって、本市議会は、政府に対し、選択的夫婦別姓を認める法改正を行わないよう強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月18日

三鷹市議会議長 田 中 順 子